

【日常から「備え」を意識して】

立春から数えて210日目にあたる9月1日は、「防災の日」です。 歴史に残る大災害「関東大震災」が1923年（大正12年）9月1日に発生したことから、災害の意識を高めるために、9月1日を「防災の日」と定められました。

その後も、阪神淡路大震災や東日本大震災、水害、強風（竜巻）被害など府県をまたぐ大規模な自然災害が、毎年のように発生しています。

いずれの場合も指定行政機関や公共機関の対応が求められますが、まずは『**自らの安全は自らの意識と行動で確保**』しなければなりません。

災害発生の恐れがある場合は、亀岡市から避難情報が発令され急な避難が必要となることも想定されます。

日頃から防災意識を高め、各戸に配布しています「畑野町ハザードマップ」で危険な個所や避難ルートを確認しておくようにしましょう。

また、災害が発生したならば、気象庁の「キキクル」（大雨・洪水警報の危険度分布）を検索するようにしましょう。

その他ラジオやテレビ、行政機関からの連絡に従って早めに行動をとるようにしましょう。

令和3年5月20日から
ひなんしじ
避難指示で必ず避難
ひなんかんこく
避難勧告は廃止です

| 警戒レベル | 新たな避難情報等 | これまでの避難情報等 |
|-------|--------------------------|-------------------------|
| 5 | 緊急安全確保※1 せんきゅうあんぜんかくほ | 災害発生情報 (発生を確めたときと発生) |
| 4 | 避難指示※2 ひなんしじ | ・避難指示(緊急) ・避難勧告 |
| 3 | 高齢者等避難※3 こうれいしやとうりなん | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 2 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 早期注意情報 (気象庁) | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 自治体が災害の発生を確かに把握できるものではない等の場合、警戒レベル5は必ず発令される保証ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されるようになります。
※3 警戒レベル3は、避難勧告以外の人も必要に応じて自らの行動を自覚し避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

| | | |
|--|--|---|
| 警戒レベル5は、 すでに安全な避難ができず 命が危険な状況です。 警戒レベル5緊急安全確保の 発令を待ってはいけません！ | 避難勧告は廃止されます。 これからは、 警戒レベル4避難指示で 危険な場所から全員避難 しましょう。 | 避難に時間のかかる 高齢者や障害のある人は、 警戒レベル3高齢者等避難で 危険な場所から避難 しましょう。 |
|--|--|---|